



南山大学

2026年 9月 3日

南山大学

令和8年熊本地震で被災された皆様へ

2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震で被災された方、そのご家族およびご関係の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本学の受験を検討されている方で、被災により出願が困難になっている場合は、まずは南山大学入学センターまでお問い合わせください。

例えば、以下のような問題が生じている場合に、ご相談ください。

- ・インターネット環境が復旧せず、Web 出願システムでの手続きができない。
- ・出願書類の印刷ができない。
- ・検定料の振込ができない。
- ・高等学校で調査書等の発行ができない。
- ・資格・検定試験のスコアや級位の根拠となる証明書等が滅失した。
- ・郵便事情が復旧せず、出願書類を郵送できない。

また、被災した世帯の受験生・入学予定者に対する経済的支援を適用できる場合があります。詳しくは別紙「大規模災害に伴う特例措置について」をご確認ください。

【問い合わせ窓口】

南山大学入学センター

Phone : 052-832-3119

E-Mail : nyushi-ka@nanzan-u.ac.jp

以 上

2026年9月

関係各学校長殿

南山大学長
ロバート・キサラ
(公式印省略)

大規模災害に伴う特例措置について

南山大学では、以下の大規模災害により被災した世帯の受験生・入学予定者に対する経済的支援として、2027年度の全ての入学試験における入学検定料の免除、および2027年度の学生納入金の減免措置を講じることとします。減免措置を利用して出願をされる場合は、南山大学入学センターに必ずご連絡の上、出願をしていただきますようお願い申し上げます。

措置の対象となる災害

- ・令和6年能登半島地震（2024年1月発生）
 - ・令和8年熊本地震（2026年7月発生）
- ※措置の対象となる災害は、2026年7月時点のものです。

被災の程度による入学検定料・学生納入金の減免基準

被災状況	入学検定料	学生納入金（入学金・授業料・教育充実費等）
家屋の全壊・全焼 保証人（生計維持者）の死亡等	全額免除	全額免除
家屋の半壊・半焼等		半額免除
家屋の一部損壊等		状況に応じた免除措置

学生納入金にかかる減免措置は、標準修業年限（1年次入学の学部生は最長4年間）を上限として継続して受けることができます。

以上

【問い合わせ窓口】

- ・入学センター（出願・入学検定料に関するお問い合わせ）

Phone：052-832-3119

E-mail：nyushi-ka@nanzan-u.ac.jp

- ・学生課（学生納入金に関するお問い合わせ）

Phone：052-832-3118

E-mail：kousei-kakari@nanzan-u.ac.jp